## 四街道市上下水道事業ビジョン(案)に係る意見提出手続において提出された意見の概要と市の考え方

平成31年1月15日(火)から2月15日(金)の期間で、四街道市上下水道事業ビジョン(案)に係る意見提出手続を実施したところ、以下のと おり意見提出がありました。

意見の概要と意見に対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

表中の「市の考え方の区分」 ◎意見提出者数 9人

◎意見提出件数 17件 ○:意見の全部または一部を本ビジョン(案)に反映したもの(既に実施されているものを含む)

△:意見を本ビジョン(案)に反映しなかったもの(今後検討を行うものを含む)

7件

10件

## 四街道市上下水道事業ビジョン(案)に関する意見 17件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	水道法の改正について基本的な認識を示すべき重要な時期にあ	本ビジョン(案)中に水道法の改正に関して直接的な言及はご	0
	りながら、ビジョン(案)では触れられていない。	ざいませんが、「水道法の一部を改正する法律(平成30年12月	
		12日公布)」の水道の基盤の強化を図り、将来にわたって安全な	
		水を安定的に供給するという趣旨を十分に踏まえ、主な改正内容	
		である資産の管理、広域化、官民連携等の内容について方向性を	
		示しております。	
2	下水道事業の財政状況の見通しでは、平成33年度以降に資金	下水道事業の財政状況の見通しの中で、平成33年度以降に資	Δ
	が増加に転ずるとあるが、その根拠が記載されていない。使用料	金が増加に転ずる要因につきましては、企業債残高の減少に伴う	
	の改定などの操作をしているのではないか。	元利償還金の減少が主な要因となります。また、本見通しは現状	
		の経営を継続した場合を想定しており、使用料の改定は見込んで	
		おりません。	

No.	意見の概要	市の考え方	区分
3	生活の根幹に関わる上下水道については、市民に分かりやすく、	本ビジョン(案)につきましては、近年の上下水道事業を取り	Δ
	丁寧な説明が必要だと思う。パブリックコメントを実施する前に、	巻く厳しい環境に対して、将来にわたってサービスを継続してい	
	説明を行うのが筋ではないか。	くための指針として策定したものです。費用の増加に対応した料	
		金水準の検討等の市民生活に密接に関わるような施策につきまし	
		ては、その検討段階から十分な市民参加手続を行ってまいりたい	
		と考えております。	
4	世界規模では水道事業の再公営化が進む中、市民の生活や命に	事業運営方式の一つとしての官民連携や事業の広域化につきま	$\triangle$
	深く関わる水道事業の民営化には反対する。	しては、一定の効果がある一方、懸念事項も有しているものと考	
		えております。本ビジョン(案)に示しておりますとおり、基本	
5	職員数は30人から25人に削減されており、現状では、「人材	理念の下、強靭な施設で安全なサービスを持続していくためには、	$\triangle$
	育成と技術継承」には不十分だ。職員の専門性やその地域で長年	様々な手法について多角的な研究を重ね、最善の対応を図る責務	
	培ってきた知見などを評価し、そういった職員を育成してほしい。	があるものと考えております。なお、これらの方策につきまして	
	安易に水道法改正に沿った民間事業者への丸投げをするならば、	は、十分な市民参加手続を行い、慎重に対応してまいります。	
	行政責任の放棄に等しい。		
6	広域化については、メリット・デメリット等を市民に公表して、		$\triangle$
	市民の意見も聞いた上で慎重に対応していただきたい。		
7	「上下水道事業を取り巻く課題に対して事業者が単独で対応す		$\triangle$
	るのは困難な状況になってきた」とあるが、それを裏付ける資料		
	がない。また、これを受ける形で「広域化と官民連携」の調査と		
	検討が必要とあるが、その必要がなく、反対。		

No.	意見の概要	市の考え方	区分
8	料金改定や広域化について記載しているが、改定の大枠や広域化の効果などに触れておらず、長期的な視点としては不足がある。	料金・使用料改定や広域化につきましては、適正な料金・使用料の水準や広域化の効果について十分な研究・検討を行うことを方向性として示しているところです。	Δ
1 0	八ッ場ダム完成後の利根川水系の浄水利用、水道料金及び下水 道使用料の値上げに反対。現在の地下水を継続して利用すれば、 八ッ場ダム等からの受水は必要ないのではないか。これらを実現 するための方策を講じて、ビジョンを作り直してほしい。 今後は水需要が横ばいまたは低下ということであれば、八ッ場 ダム、霞ヶ浦導水からの新たな受水を中止して、現在の地下水利 用を継続するべきではないか。	本市の主な水源である地下水につきましては、千葉県内の地盤 沈下の影響により千葉県環境保全条例において地下水採取規制地 域に指定されているため、本市が有する井戸の約5割は代替水源 が確保されるまでの暫定的な水源として利用を認められたものと なっております。代替水源である八ッ場ダムや霞ヶ浦導水の完成 後は、その確保水量に見合う暫定井戸の削減が求められることと なります。 このような中、平成29年2月に印旛郡市広域市町村圏事務組 合の構成団体9団体の首長が連名で千葉県知事に対し、地下水か ら代替水源(表流水)への転換にあたり、量的調整も可能とする ことや地下水採取規制に係る千葉県環境保全条例の見直し等につ いて要望したところです。	$\triangle$
1 1	下水道の不明水については、不明水量の多い地区を優先的に、 その削減に向けた取り組みを実施していくべきで、その中で重要 度・優先度を反映した具体的な計画を作成して実施していくべき。	不明水につきましては、不明水対策を効果的に推進するため不明水量の多い地区である旭ヶ丘地区において長寿命化対策と併せて不明水対策を実施しており、他の地区におきましても管渠の老朽度調査を進め、順次対策を実施してまいりたいと考えております。	0

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1 2	水道施設の更新・耐震化について「基幹管路」と「その他の管	管路の更新・耐震化につきましては、多大な事業費が見込まれ	0
	路」に分けて、重要度や布設状況により優先度を設定し、更新を	ることから、今後の更新需要や経営状況を十分に勘案しながら、	
	実施するのは良いことだが、市内にある3ヶ所の浄水場は最優先	重要度や布設状況等により優先度を設定し、計画的に推進するも	
	すべきものだと考える。また、「基幹管路」の中でも優先度によっ	のとしています。管路の耐震化につきましては、このような状況	
	て更新する順位づけをするべき。	を踏まえた上で、目標となる指標を設定しております。	
		また、浄水場については安定給水のため確実な更新が求められ	
1 3	管路の更新・耐震化については、管路耐震適合率31.5%→	るものであり、更新基準年数や施設及び設備の実際の状況を考慮	0
	41.2%、基幹管路耐震適合率56.3%→71.3%ではダメで、管路更	しながら、着実な更新を実施するべきものと考えております。	
	新の優先度を反映したうえで、具体的な計画を作成して実施して		
	いくべき。		
1 4	「その他の管路」の更新については、給水管も対象とすべきで	給水管につきましても、管理・運用の都合上、本管の更新と合	0
	ある。その際は、四街道市地域防災計画の中で位置付けられてい	わせて更新を行っております。なお、避難所等につきましては優	
	る避難所を優先して更新していくべき。	先度の高い施設と考えております。	
1 5	施設の更新にあたっては、技術革新に目を向け、長寿命化や耐	管種等につきましては、耐震性・耐久性・経済性に優れたダク	0
	震能力などに対応するとともに、経済性にも優れた管種・継手を	タイル鋳鉄管(GX管)を主に採用するとともに、近年では地区	
	採用すること。	の特性や管の口径等の条件を踏まえた上で、より経済性に優れた	
		電気融着によるポリエチレン管を一部地区において採用しており	
		ます。	

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1 6	老朽化対応の必要性はある程度理解できるが、耐用年数だけで	施設更新の基準となる年数について、法定耐用年数だけでなく、	0
	検討するのは問題があると思うので、最新の技術等を活用した管	アセットマネジメント手法を活用し、実使用年数に基づく更新基	
	の長寿命化などを検討して、計画を作成していただきたい。	準年数を設定するなど、施設の更新にあたっては重要度や実際の	
		状況を踏まえ総合的に判断し、計画的に対応してまいります。	
		なお、下水道管渠の長寿命化にあたりましては、管内のカメラ	
		調査を行い、健全度を判定して優先度の高い管渠から順次対策を	
		実施しております。また、管渠の状況により更新のほかに管内の	
		ライニングにより長寿命化を図るなど、経済性も考慮した対応を	
		図っております。	
1 7	付属資料であるアンケートは統計学的にも間違ったやり方をし	上下水道に関するお客さまアンケートにつきましては、お客さ	Δ
	ており、撤回またはやり直しを要望する。料金値上げに関する設	まの水道・下水道の利用状況やニーズ等をお伺いすることを目的	
	問は、恣意的に値上げ是認へと誘導するやり方である。	としております。また、料金・使用料に係る設問は、老朽化への	
		対応に必要となる財源とその対応範囲に係るお客様の意向を大枠	
		で把握するためのものです。	
		料金・使用料につきましては、適正な料金・使用料の水準につ	
		いて研究・検討を行った上で、十分な市民参加手続を実施するな	
		ど、慎重に対応してまいります。	